新発田市教育委員会令和5年8月定例会 会議録

〇 議事日程

令和5年7月27日(木曜日) 午前9時30分 開 会 豊浦庁舎 2階 教育委員会会議室

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 前回定例会会議録の承認について
- 日程第3 教育長職務報告

日程第4 協議報告

協報第1号 市内中学校自死案件に係る訴訟の経過報告について

協報第2号 市立御免町幼稚園の今後について

日程第5 議事

- 議第14号 新発田市立学校施設使用条例の一部を改正する条例制定について
- 議第15号 新発田市立学校施設の開放及び使用に関する規則の一部を改正する規則 制定について
- 議第16号 新発田市旧学校施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 制定について
- 議第17号 新発田市旧学校施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正 する規則制定について
- 議第18号 個人演説会等会場の指定施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用の額の一部改正について
- 議第19号 新発田市教育支援センター車野校設置及び管理に関する条例の一部を改 正する条例制定について
- 議第20号 新発田市教育支援センター車野校設置及び管理に関する条例施行規則の 一部を改正する規則制定について
- 議第21号 新発田市民文化会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制 定について
- 議第22号 新発田市民文化会館設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正す る規則制定について
- 議第23号 五十公野御茶屋設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規 則制定について
- 議第24号 新発田市生涯学習センター条例の一部を改正する条例制定について
- 議第25号 新発田市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則制定について
- 議第26号 新発田市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

- 議第27号 新発田市公民館設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規 則制定について
- 議第28号 新発田市青少年宿泊施設設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改 正する規則制定について
- 議第29号 新発田市青少年健全育成センター設置及び管理に関する条例の一部を改 正する条例制定について
- 議第30号 新発田市青少年健全育成センター設置及び管理に関する条例施行規則の 一部を改正する規則制定について
- 議第31号 新発田市立幼稚園保育料条例施行規則の一部を改正する規則制定につい て
- 議第32号 令和6年度使用小学校教科用図書の採択について
- 議第33号 新発田市青少年健全育成センター運営審議会委員の委嘱について

日程第6 その他

- 会議に付した事件議事日程に同じ
- 〇 出席者

工 藤 ひとし 教育長

関 川 直 委 員(教育長職務代理者)

笠 原 恭 子 委 員

村 川 孝 子 委 員

山 﨑 由 紀 委 員

○ 説明のため出席した者

教育次長 鶴巻勝則

教育総務課長 橋 本 隆 志

学校教育課長 中野隆一

学校教育課教育センター長

阿部英幸

文化行政課長 山口幸恵

中央図書館長 庭 山 恵

生涯学習課長補佐 阿 部 俊 一

青少年健全育成センター所長兼児童センター所長

古 田 潤 子

○ 書 記

教育総務課長補佐 本 田 陽 子

教育総務課教育総務係長

小島貴志

〇 議 事

○工藤教育長

ただいまから、教育委員会令和5年8月定例会を開会いたします。

はじめに、「日程第1 会議録署名委員の指名について」でありますが、村川委員を 指名いたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、「日程第2 前回定例会会議録の承認について」お諮りします。既に送付してあります会議録について、質問等はございますでしょうか。

○工藤教育長

ないようですので、承認の方の挙手をお願いいたします。

○工藤教育長

挙手全員でありますので、7月定例会の会議録は承認することに決しました。

続きまして、「日程第3 教育長職務報告」を行います。職務報告については、既に送付してあります「教育長職務報告(令和5年7月1日~令和5年7月20日分)」のとおり報告いたします。

委員の皆様から御質問等がございましたら、お願いいたします。

○工藤教育長

ないようですので、「教育長職務報告」について、承認の方の挙手をお願いいたします。

○工藤教育長

挙手全員でありますので、「教育長職務報告」は承認されました。

それではここで、本日の議事等の進行についてお諮りします。本日は協議報告を2件 用意しております。

「日程第4 協議報告」のうち、「協報第1号 市内中学校自死案件に係る訴訟の経 過報告について」は、訴訟に関する事項でありますので、新発田市教育委員会会議規則 第6条第1項第2号の規定に基づき非公開としたいと思います。

また、「日程第5 議事」のうち、「議第32号 令和6年度使用小学校教科用図書の 採択について」は、文部科学省の通知により、「教科用図書採択に当たっては、静謐な 採択環境を確保し、公正かつ適正な採択を行うため、適切な審議環境を確保しなければ ならない」とされていることから、新発田市教育委員会会議規則第6条第1項第4号の 規定に基づき、議事は非公開としたいと考えております。

つきましては、進行は公開である協報第2号の後、議第14号から議第31号及び議第33号を審議し、次に「日程第6 その他」及び今後の日程の説明を受け、最後に非公開である協報第1号及び議第32号の審議を行いたいと思います。

協報第1号及び議第32号を非公開とすること、並びに議事等の進行について、賛成 の方の挙手をお願いいたします。

○工藤教育長

挙手全員でありますので、協報第1号及び議第32号を非公開とし、議事進行については、今ほど御説明申し上げましたとおり進めることといたします。

もう1つ、議第32号の教科用図書の採択に係る審議の公表について、お諮りいたします。

教科用図書の採択は8月31日までとされており、採択結果は周知・公表することとされておりますことから、9月1日以降は採択結果は公開といたします。ただし、本委員会における審議経過については、各教科書発行者に不利益を及ぼす場合があることなども考慮し、9月1日以降も非公開として扱いたいと思います。

つきましては、9月1日以降は採択結果のみを公開することに、賛成の方の挙手をお 願いいたします。

○工藤教育長

挙手全員でありますので、議第32号の議事は非公開とし、9月1日以降は採択結果 のみを公開することとしたいと思います。ありがとうございました。

それでは「日程第4 協議報告」に入ります。

「協報第2号 市立御免町幼稚園の今後について」の説明を中野学校教育課長からお願いいたします。

○中野学校教育課長

「市立御免町幼稚園の今後について」の御報告をいたします。

市立御免町幼稚園については、令和6年度に入園児童募集を停止し、令和7年度末をもって閉園したいと考えております。協議報告の5ページを御覧ください。

平成29年1月定例教育委員会において、公立幼稚園の今後の方向性について御審議いただきました。そこで、「入園児童数等の状況により、望ましい幼児教育の推進に著しい困難が予測される場合には、翌年度以降の入園申込みの募集を停止する方向とする」ことを御承認いただきました。御免町幼稚園では、令和3年には満3歳児の入園募集、令和4年には預かり保育の拡充を行ってまいりましたが入園希望者数は増えず、7月18日時点では、令和6年度の3歳児の入園募集については予約がない状況です。

幼稚園において適正な教育を行う上で人数的に支障をきたしているため、御免町幼稚園は令和6年度入園児童募集を停止し、令和7年度末をもって閉園したいと考えております。説明は以上です。

○工藤教育長

説明が終わりました。この件について、皆様から御質問等はございますでしょうか。

○工藤教育長

御意見、御質問がないようですので、「協報第2号 市立御免町幼稚園の今後について」は、説明のとおり御了承願います。

それでは「日程第5 議事」に入ります。

はじめに、議第14号から議第30号の17議案につきましては、全庁的な施設使用料の見直しに関連する議案であるため、一括審議にしたいと思います。議事の進行について賛成の方の挙手をお願いいたします。

○工藤教育長

ありがとうございます。挙手全員でありますので、「議第14号 新発田市立学校施 設使用条例の一部を改正する条例制定について」、「議第15号 新発田市立学校施設の 開放及び使用に関する規則の一部を改正する規則制定について」、「議第16号 新発田 市旧学校施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」、「議第 17号 新発田市旧学校施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する 規則制定について」、「議第18号 個人演説会等会場の指定施設の設備の程度及び公職 の候補者等が納付すべき費用の額の一部改正について」、「議第19号 新発田市教育支 援センター車野校設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」、「議 第20号 新発田市教育支援センター車野校設置及び管理に関する条例施行規則の一 部を改正する規則制定について」、「議第21号 新発田市民文化会館設置及び管理に関 する条例の一部を改正する条例制定について」、「議第22号 新発田市民文化会館設置 及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定について」、「議第23号 五 十公野御茶屋設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定について」、 「議第24号 新発田市生涯学習センター条例の一部を改正する条例制定について」、「 議第25号 新発田市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則制定につ いて」、「議第26号 新発田市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 制定について」、「議第27号 新発田市公民館設置及び管理に関する条例施行規則の一 部を改正する規則制定について」、「議第28号 新発田市青少年宿泊施設設置及び管理 に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定について」、「議第29号 新発田市青 少年健全育成センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」、 「議第30号 新発田市青少年健全育成センター設置及び管理に関する条例施行規則 の一部を改正する規則制定について」の17議案は一括審議といたします。橋本教育総 務課長から説明をお願いいたします。

○橋本教育総務課長

私の方から一括して御説明申し上げます。議案書は1ページの議第14号から43ページの議第30号までの17議案が対象となります。議案に係る資料をもって説明させていただきますので、議案に係る資料の1ページを御覧ください。

今回の改定の全体概要が記載されております。議第14号から議第30号までの議案17件については、新発田市行政改革推進本部で決定を受けました施設使用料基本方針に基づいて、料金の見直しを行うというものであります。本日お諮りするのは教育委員会が所管する47施設が対象でありますが、スポーツ推進課等、市長部局が管轄する公共施設も含む全ての施設の料金について、一括して9月の市議会定例会に改正議案を提案したいというものであります。

改正理由の1つ目は「昨今の光熱水費の高騰を踏まえて施設使用料に反映させる料金 改定」、2つ目は「これまで各施設で統一性がなかった減免の基準について、減免割合 を統一する改正」、3つ目は「関連する条例、施行規則を一括し、字句の統一化を図る 改正」であります。

教育委員会所管の対象施設は47施設あり、今回各施設使用料の改定による値上げ幅は平均約19%となりました。なお施行期日は令和6年4月1日にしたいというものであります。

本日、教育委員会所管施設について審議のうえ御承認いただいた後、市長部局の所管施設も含めて9月市議会定例会に関連議案を一括上程し、可決いただいたうえ、利用者の周知期間を取りまして、次年度4月からの改定施行の予定であります。

次に、今回の見直しの概要について説明いたします。議案に係る資料の2ページと3ページをお開きください。はじめに、2ページの上段に図がございます「イメージ」ということで、棒グラフになっております。現在の料金は平成30年当時の光熱水費等、施設の維持管理や運用に係る経費を基に算出しておりましたが、5年に一度の見直しを行うという行政改革推進本部の取り決めになっておりますので、昨今の物価上昇や光熱費の高騰によって、どの程度経費が増額しているのかということを施設ごとに確認いたしました。左側に棒グラフのイメージ図があります。H30とR4を比べて増えている部分は、これだけ施設の管理経費が高くなってきているということですので、それを施設使用料に反映していくという見直しであります。

次が「減免基準の統一化」ということで、2ページ下段の表を御覧ください。右側に「現行」という欄があります。共通して「市が主催又は共催して行政目的で使用する場合」は、10割減免としておりました。一方で、2段目の「施設の設置目的に応じたもの」については、これまで4割や5割など統一性が取れておりませんでした。これを新年度からは一律5割の減免に統一するということで、教育委員会が認定をしております社会教育団体、文化団体、スポーツ団体等がございますが、そういった団体が新発田市の公共施設を使用する場合は、今まで4割だった減免割合を5割に増やすというものであります。その他は「市長が特に必要と認めたもの」いうことで一件審査で10割以内ということになります。

次に3ページの資料について御説明申し上げます。左側が現行の受益者負担の割合の考え方であります。現在は4分類、2つの視点に分けております。1つは公共性が高いのか、あるいは市場性が高いのかという視点であります。公の施設でなくても、フィットネスクラブなど、民間でお金を払って利用できるような施設はございます。そういった施設が公共施設にもあり、公共性よりも市場性が高いと見ております。もう1つの視点は「必需性」であり、どうしても公が設置しなければならないのか、それとも民間でもいいのかという視点であります。これまでは4分類で分けておりましたが、今回の改正では細分化して9分類に分けており、教育委員会の所管施設は主に、見直し後の9分類の図のとおり中央の⑤に入っております。公共的な要素が強いということで、「青少年宿泊施設(あかたにの家)」はその右側⑥に入りました。それぞれ受益者負担を決め、先ほどの維持管理経費の上昇率に掛けることによって使用料を見直したというものであります。

次に資料の4ページ、5ページを御覧ください。新発田市教育委員会が所管する見直し対象の47施設であります。一番右の欄が値上げ率になりますが、4ページの上から5行の施設についてはゼロとなっておりますので、据え置きということであります。以下、値上げ幅の少ない順に列挙しておりまして、5ページ右下の値上げ幅が一番高くなったのが、27%の値上げとなった小学校体育館の使用料の見直しであります。なお、議案に係る資料6ページ以降に各議案の改定状況がございますが、こちらについては審議の関係上、詳細は省略させていただきたいと思います。

補足になりますが、小学校、中学校の体育館に料金の設定はございますが、先ほどの 社会教育認定団体等が使用する場合は、5割減免ではなく無料で御利用いただいており ます。学校開放事業ということで使用料は頂戴しておりません。「営利を目的とした貸館等の場合は今回改定した使用料を頂戴する」という考えでありますので、これまで夜間や土曜日・日曜日に体育館を利用しているスポーツ少年団やスポーツクラブの皆さんにとっては、負担が増えるというものではございません。説明は以上です。

○工藤教育長

説明が終わりました。この件につきまして、教育委員の皆様から御意見、御質問がご ざいましたらお願いいたします。

今までと変わらないといいますか、公的な使用については無料、営利の使用については、この度算定した光熱水費を加算するというのが基本的な考えであります。

○工藤教育長

それでは、御意見、御質問等がないようですので、議第14号から議第30号の17 議案について承認される方の挙手をお願いいたします。

○工藤教育長

挙手全員でありますので、議第14号から議第30号は承認することに決しました。 次に、「議第31号 新発田市立幼稚園保育料条例施行規則の一部を改正する規則制 定について」の審議を行います。中野学校教育課長から説明をお願いいたします。

○中野学校教育課長

議案に係る資料の84ページを御覧ください。「議第31号 新発田市立幼稚園保育料条例施行規則の一部を改正する規則制定について」の御説明をいたします。

押印義務の見直しにより、85ページにございますように様式中の「⑩」を削ること 及び文言の修正による改正を行いたいというものであります。説明は以上です。

○工藤教育長

説明が終わりました。委員の皆様から御質問等がございましたらお願いいたします。

○工藤教育長

御意見、御質問等がないようですので、「議第31号 新発田市立幼稚園保育料条例施行規則の一部を改正する規則制定について」を承認される方の挙手をお願いいたします。

○工藤教育長

挙手全員でありますので、議第31号は承認することに決しました。

次に、「議第33号 新発田市青少年健全育成センター運営審議会委員の委嘱について」の審議を行います。古田青少年健全育成センター所長から説明をお願いいたします。

○古田青少年健全育成センター所長

「議第33号 新発田市青少年健全育成センター運営審議会委員の委嘱について」でございます。議案に係る資料の86、87ページをお願いいたします。

新発田市青少年健全育成センター運営審議会において、選出団体における役員交代に伴い、2号委員1名の委嘱を新たにお願いするものであります。委嘱期間は、委嘱の日から、前任者の残任期間である令和6年1月8日までであり、本日御承認いただきますと、本日からの委嘱とさせていただきます。説明は以上です。

○工藤教育長

説明が終わりました。委員の皆様から御質問等がございましたらお願いいたします。

○工藤教育長

御意見、御質問がないようですので、「議第33号 新発田市青少年健全育成センター運営審議会委員の委嘱について」を承認される方の挙手をお願いいたします。

○工藤教育長

挙手全員でありますので、議第33号は承認することに決しました。 それでは「日程第6 その他」に入ります。

教育委員会今後の日程・予定につきまして、橋本教育総務課長から説明をお願いいたします。

○橋本教育総務課長

今後の日程について御説明させていただきます。事前送付しました、「その他資料」 を御覧ください。7月21日現在の予定になります。

前回の報告以降、変更・追加のあった部分になります。上段の表の最下段、11月7日の火曜日、午前9時30分から11月の教育委員会定例会を開きたいということで、追加をさせていただきました。場所はこの会場になりますので、御予定をお願いいたします。なお10月の学校訪問も記載されておりますが、後日担当から出欠の取りまとめをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、三市北蒲原郡教育委員会連合協議会の秋の研修会ということで、今年度は胎内市さんに運営を依頼しております。資料に記載はございませんが、昨日担当の胎内市教育委員会から11月16日木曜日の午後に開催したいとの連絡がありましたので、予めお伝えいたします。詳細が決まりましたら、出欠取りまとめ等の御案内をさせていただきます。説明は以上です。

○工藤教育長

ありがとうございました。最後に説明があった胎内市の研修会は、今春に総会を阿賀野市で開催し、施設見学も行ったことは皆様の御記憶にあるかと思いますけれども、それの秋版であります。秋は胎内市で行います。今回は研修会及び夕方の交流会も予定されておるようでありますので、お含みいただきたいと思います。詳細につきましては、また、本田課長補佐から文書が送付されると思いますので、御予定をお願いいたします。この件につきまして、皆様から御質問等がございましたらお願いいたします。

○村川委員

学校訪問についてですが、決まり事によって今回訪問する学校が予定されていること

だと思います。昨年度は行けなかった学校が1校ありましたが、その学校は次年度以降 の順番が来た時に訪問することになるのでしょうか。

○中野学校教育課長

次の順番の際に予定させていただくこととなります。

○村川委員

ぜひ訪問したいと思っていた学校だったんですが、今年度は行けないでしょうか。

○中野学校教育課長

申し訳ございませんが、来年度の予定に入れられるように調整させていただきます。

○工藤教育長

他に何か御質問等はございませんでしょうか。

○工藤教育長

ないようであります。今後の予定については変更があるかもしれませんが、今の段階では説明のとおりとなりますので、よろしくお願いいたします。

それでは他に事務局の方から報告等はございますでしょうか。

○山口文化行政課長

文化行政課から3点ほど、御報告と御案内をさせていただきます。机の上に配布させていただきました資料を御覧ください。

前回の定例委員会において国へ申請中であると説明させていただきました「新発田市 文化財保存活用地域計画」につきまして、先週の金曜日、7月21日付けで無事国の認 定を受け、文化庁長官から通知をいただきましたので御報告させていただきます。計画 の印刷製本は認定を受けた後に行うこととなっておりますので、少しお時間を頂戴しま すが、冊子が出来上がりましたら委員の皆様にもお配りさせていただくこととしており ますのでよろしくお願いいたします。

めくっていただきまして、次のチラシを御覧ください。この計画の認定を機に、新発田市の歴史や文化の魅力を再発見していただく機会を提供するという目的で、9月16日の土曜日と17日の日曜日の2日間、新潟県との共催で「新発田の歴史文化の魅力と特徴 ~地域の宝物を知り、守り、伝える~」と題しまして、シンポジウムと市内の「まちあるき」を計画しております。新発田市文化財保存活用地域計画では、計画期間を来年度令和6年度から令和13年度までの8年間としておりまして、今回のシンポジウムはこの計画のプレイベントという位置付けて実施をしたいと考えております。シンポジウムでは、新発田高校の出身で、考古学の分野では全国的にも有名な、明治大学の石川日出志教授によります「発掘調査から分かった新発田地域の歴史のはじまり」と題した講演を始め、当課の職員も計画についての報告を行う予定としております。シンポジウムは16日土曜日の午後に市民文化会館大ホールで、「まちあるき」は17日日曜日の午前中に市内観光地を巡る予定としております。お忙しいこととは思いますが、特にこのシンポジウムにつきましては会場も大きくなっておりますので、ぜひ教育委員の皆様

からも御参加をいただけるとありがたいということで御案内をさせていただきました。もう1枚めくっていただきまして、「昔がたりin蔵春閣」というイベントにつきまして御案内させていただきます。蔵春閣を活用した文化イベントを今年度いくつか予定しておりましたが、その第1弾として「しばたIRORIの会」という団体の皆さんによりまして、8月19日の土曜日に昔がたりを開催させていただきます。午前は親子向け、午後は大人向けで各先着70名として行います。蔵春閣の見学目的でない活用は、恐らく初めてではないかと思いますが、夏休みの思い出作りと、一味違った蔵春閣をお楽しみいただきたく御案内いたします。以上です。

○工藤教育長

ありがとうございました。最初にお話ししました新発田市文化財保存活用地域計画の認定につきましては、文化行政課の方で3年という長い月日をかけて完成したものであります。新聞やニュースでも大きく取り上げていただきましたが、県内第1号ということで認定され、大変喜ばしく、努力をされたなと感じております。他に糸魚川市も認定されたということをお聞きしましたが、全県の見本となって、それぞれの市町村で今後は取組がされていくのではないかなと思いますので、御承知おきください。

他に何かございましたらお願いいたします。

○庭山中央図書館長

私から歴史図書館の夏休み体験イベント「蔵春閣に隠された謎を探れ」について御紹介させていただきます。お配りいたしましたチラシを御覧ください。

この春新発田駅前に開館いたしました蔵春閣について、一般の方々には大勢見学をいただき好評を得ておりますが、子ども達には大倉喜八郎も蔵春閣も難しいと思われ、見学者の数も多くはないようです。そこで、子ども達の興味を引く謎解き形式でゲームの中のような異空間として蔵春閣を巡ってもらい、興味を持った事柄について、中央図書館で調べものをしてもらうという、「楽しみながら郷土の人物や歴史を学んでもらおう」というイベントを企画しました。子ども向けではありますが、もしお時間がありましたら、皆様の見学にも対応しますので、ぜひおいでください。

続きまして、先ほど文化行政課からのお知らせの裏面について、お伝えしたいと思います。下の方の「関連イベント情報」ということで、新発田市立歴史図書館共催企画の「国絵図研究会 新発田大会 講演会」が、9月6日水曜日の17時45分から19時30分まで、会場は生涯学習センター1階講堂で行います。内容につきましては、歴史図書館所蔵の「正保国絵図のデジタルアーカイブ化とその利活用について」、「織豊期の越後国郡絵図について」、「元禄国絵図の縮小図写本一蜂須賀家・シーボルト旧蔵の小型国図ー」です。

もう1つは歴史図書館秋季企画展「どうしょば秀勝」です。こちらも9月16日の土曜日から12月24日の日曜日までの間、歴史図書館の1階展示室で行います。お時間がありましたら、ぜひお越しください。よろしくお願いいたします。

○工藤教育長

文化行政課と中央図書館の方で、市民の皆様に新発田の事を知っていただこうということで、様々な企画をしております。蔵春閣についてもただ建物があるだけではなく、

活用するということで、いろいろなことを協力的に行っております。教育委員の皆様にもぜひ足を運んでいただければと思いますし、また折に触れて皆様方から、市民の方や各団体の方に宣伝していただければ大変ありがたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。他にございますでしょうか。

○橋本教育総務課長

私の方から、お知らせと報告をさせていただきます。配布させていただきましたチラシのとおり、文部科学省の今年度の「学校魅力化フォーラム」というものが8月9日に開催されます。開催の目的は、「少子化・人口減少社会に対応した活力ある学校教育の推進のため」ということですが、具体的には「手段としての統廃合」あるいは「統合できない諸条件の小規模校の存続・活性化の取組」というものを全国の教育委員会の中から国が選定し、発表するというものであります。裏面を御覧ください。

日本地図がございまして、今回は6自治体の教育委員会の取組事例を発表するということになりました。そのうちの1つで3番目に新潟県新発田市ということで、サブタイトルが「学校統合『反対』から『賛成』へ 保護者合意形成への過程と3つの要素」と題しまして、私から発表させていただくこととなりましたので、教育委員の皆様にも御報告申し上げます。具体的には皆様も御承知のとおり、「新発田市立小・中学校の望ましい教育環境に関する基本方針」に基づきまして、中学校区単位で5つの統合を推進してまいりました。10年間の目標計画期間で4つは統合しましたが、紫雲寺中学校区は、一旦延期という対応をいたしました。その後、改めて状況変化を訴え、「保護者の皆様や地域の皆様に詳細を再度説明して御理解をいただき統合に至った」というところを全国他市町村の教育委員会にとっても非常に参考になるので、実務者の方から苦労話等を含めて説明をしてほしいという依頼があり、教育長と相談して受けることといたしましたので御報告させていただきます。以上です。

○工藤教育長

全国でも例を見ない、行政ありき、統合ありきで突き進んだのではなく、地域住民の皆様の意見を大切にし、熟成するまで待ってから行ったという方向が大変高く評価され、それに至るまでの苦労や手法について全国の皆さんに知っていただこうということであります。全国から選ばれた1つということで大変名誉なことであり、注目を浴びることになるかと思います。人口減少の時代において大変難しいことでありますが、いかに環境を整えていくかという、どの教育委員会も悩んでるところであります。皆様も御存知のように、柏崎市や佐渡市の方でも難航して上手くいかず苦労されておられるようですが、参考になるのではないかと思い、今回発表していただくことになりました。よろしくお願いいたします。

それでは他に、事務局からございますでしょうか。

○工藤教育長

せっかくの機会ですので、教育委員の皆様から御質問や御意見等がございましたらお 願いいたします。

○工藤教育長

ないようですので、審議に戻りたいと思います。

協議報告のうち協報第1号及び議事のうち議第32号につきましては、先ほど非公開とすることについて御承認をいただきましたので、説明員である鶴巻教育次長、中野学校教育課長、阿部教育センター長以外の職員につきましては、退席をお願いしたいと思います。

※新発田市教育委員会会議規則第15条第3項の規定に基づき、審議内容記録なし

○工藤教育長

以上をもちまして教育委員会令和5年8月定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

午前10時50分 閉 会

令和5年9月5日

新発田市教育委員会教育長

委 員